

検査結果はどのようにすれば良いの？

設計・建築事業者は、設計が完了した時に設計図書や環境エネルギー性能評価指標による評価結果表を建築主に渡します。また設計・建築事業者は、これら作成した資料を5年間保管します。

建築主は、床面積が2,000㎡以上の建築物を新築する場合には、上記の評価結果や導入する自然エネルギー設備等について「環境エネルギー性能計画届出書」に記入し、建築物の工事着工前に県へ届け出ます。



住宅に導入を推奨する自然エネルギーと節約できるエネルギー

住宅への導入を推奨する自然エネルギーとしては、**太陽熱、太陽光、バイオマス熱、地中熱**が想定されます。それぞれが、化石燃料由来のエネルギーの節約と結びついています。

自然エネルギー	利用上の特性	節約できるエネルギー			
		代替エネルギー	代替量(目安)	季節	時間帯
太陽熱	季節・時間・天候により得られるエネルギーが変動する。	暖房に用いられる電気、ガス、灯油など	一部	冬季	主として昼間(蓄熱効果によっては夜間も持続)
		給湯に用いられる電気、ガス、灯油など	一部(特に冬季)	通年	温水の保温効果が持続する範囲
太陽光	季節・時間・天候により得られるエネルギーが変動する。	照明に用いられる電気	一部	通年	昼間
		動力(あるいは売電による便益)	一部		
バイオマス熱	利用するエネルギー量を必要に応じて調整できる。	暖房に用いられる電気、ガス、灯油など	全部	冬季	全日
		給湯に用いられる電気、ガス、灯油など	全部	通年	全日
地中熱	年間を通じて一定の熱(熱源)を確保できる(15℃)。	冷暖房(エアコン)に用いられる電気、ガス	一部 一部	夏季 冬季	全日

環境エネルギー性能に関する補助制度

- 断熱性・気密性が確保されている等の要件を満たす住宅を新築又は購入する場合には、県の予算の範囲内で助成金が交付されます(ふるさと信州・環の住まい助成金)。
- 太陽光発電システム、太陽熱温水器・太陽熱利用システム、ペレットストーブの導入に対し、市町村から補助金が交付されることがあります。市町村により補助制度の有無や金額、条件等が異なりますので、お住まいの市町村にご相談ください。

建築物 環境エネルギー性能検討制度 自然エネルギー導入検討制度

新しく住宅を建てる時には・・・

平成25年3月の長野県地球温暖化対策条例の改正に伴い、平成26年4月1日から建物を新しく建てる際には、**建築主は環境エネルギー性能と自然エネルギー導入を検討することになりました**(それぞれ「**環境エネルギー性能検討制度**」、「**自然エネルギー導入検討制度**」といいます)。

この新しい制度の下で、**設計・建築事業者は**、本パンフレットに示された内容を、**建築主に対して情報提供(説明)**し、建築主はその提供された情報に基づき、環境エネルギー性能と自然エネルギー設備の導入を検討することとなります。

床面積が2,000㎡以上の建築物については、検討結果を「環境エネルギー性能計画届出書」にまとめて、**建築主が工事着手の21日前までに県(省エネルギー法の所管行政庁)へ届け出る必要があります**。

住宅などの小規模な建物(床面積が300㎡未満)は、平成27年4月1日から検討制度の対象となります。

制度の対象と義務の内容

床面積の合計	環境エネルギー性能検討制度			自然エネルギー導入検討制度			未利用エネルギー検討義務
	性能検討義務	性能表示の努力義務	検討結果の届出義務	自然エネルギー検討義務	設備表示の努力義務	検討結果の届出義務	
10,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○
2,000㎡~10,000㎡未満	○	○	○	○	○	○	-
300㎡~2,000㎡未満	○	○ (戸建て住宅を除く)	-	○	○ (戸建て住宅を除く)	-	-
10㎡超~300㎡未満	○ (平成27年4月1日~)	-	-	○ (平成27年4月1日~)	-	-	-
10㎡以下、文化財、仮設、冷暖房などなし	-	-	-	-	-	-	-

○：義務 -：義務なし

◎ 制度の概要

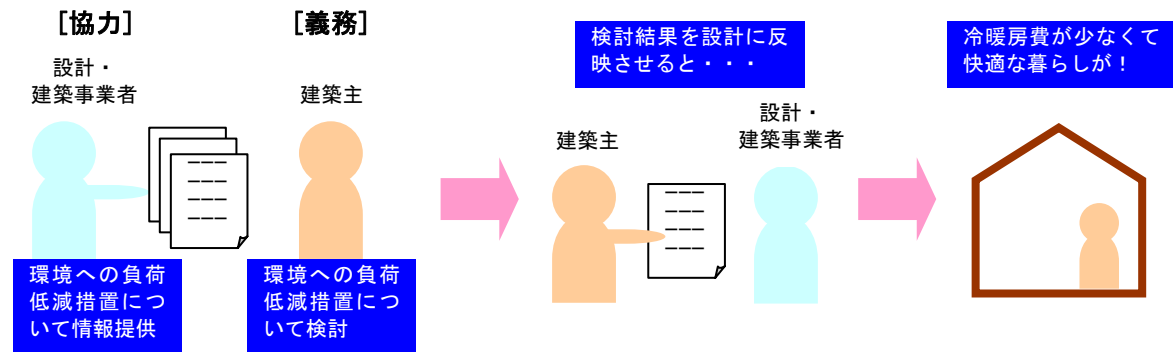
1 環境エネルギー性能検討制度

環境エネルギー性能を客観的に評価できる指標に基づき、建築主が建築時に省エネルギー性能を検討し、より省エネルギーに配慮した建築物の選択を促す制度です。日常生活に係るエネルギー使用量（光熱水費）の削減とともに、高性能、高付加価値な住宅の建築を促進することができます。

👉 何をするの？

新しく建物を建てる際には、建築主は次の情報を集めて、環境への負荷の低減を図るための措置について検討しなければなりません。なお検討にあたっては、ライフサイクルコストを考慮した総合的な環境への負荷の低減を図る措置について検討する必要があります。

- 建物の外壁、窓等を通しての熱の損失を防止するための措置
(例：外壁・天井等の気密化・断熱化、ペアガラス樹脂サッシ・熱交換換気システムの導入等)
- 建物の一次エネルギー消費量又は温室効果ガスの排出量 (例：CASBEE、QPEX、エネルギーパス等)
- 建物に導入する建築設備の耐久性能及び維持保全に関する事項 (例：給湯器のメンテナンス情報等)
- その他環境負荷を低減するための措置 (例：適切な庇の設置、通風の確保、外構植栽、長寿命化等)
- 費用等を考慮した環境エネルギー性能の選択に関する情報 (例：高断熱化・高効率設備等導入によるイニシャルコストと一定条件下におけるランニングコストの試算、比較)



■ 建築主にとっては・・・

環境エネルギー性能が良い家は、丈夫で長持ちするうえ、冷暖房に要するエネルギー使用量が少なくなり、特に冬季の寒さが厳しい長野県では、長期的にはおトクです。

■ 設計・建築事業者にとっては・・・

設計段階から建築主と良好な関係を築くことにより、施工後も、建築主から補修やリフォームなどの相談を受けやすくなります。高性能・高付加価値な住宅の施工・販売を扱う頻度が高くなります。

👉 環境エネルギー性能って難しそう・・・

設計・建築事業者は、上記の検討に必要な情報を建築主に提供するよう努めてください。その際、客観的に性能を評価するとわかりやすくなります。

環境エネルギー性能評価指標は、次の指標を使って性能を客観的に示すことができます。設計・建築事業者は、これらの指標のいずれかを使って建築主に説明しましょう。

- CASBEE-新築 (一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- CASBEE 戸建-新築 (一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構)
- QPEX (特定非営利活動法人 新木造住宅技術研究協議会)
- エネルギーパス (一般社団法人 日本エネルギーパス協会)
- 住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラム (独立行政法人 建築研究所)
- 一次エネルギー性能の判定プログラム (建築物用) (独立行政法人 建築研究所)

2 自然エネルギー導入検討制度

建築時に、建築主が自然エネルギー設備の導入を検討するにあたって、設計・建築事業者が自然エネルギー導入の可能性を説明し、その導入を促す制度です。

自然エネルギーの導入を検討する前に、ムダなエネルギーを消費する可能性がないか、建物の外壁、窓等を通しての熱の損失を防止するための措置等が取られているか、十分に考慮する必要があります。

👉 何をするの？

建築主は、建物を新築する際に自然エネルギー設備の導入について検討しなければなりません。戸建住宅に導入を推奨する自然エネルギー設備は次のとおりです。

- 太陽熱利用設備 (太陽熱温水器、ソーラーシステム等)
- 太陽光利用設備 (天窗・水平ルーバー、太陽光発電設備等)
- バイオマス熱利用設備 (薪ストーブ、ペレットストーブ、チップボイラ等)
- 地中熱利用設備 (ヒートポンプ空調 (冷暖房) システム等)

👉 自然エネルギー設備もいろいろあるけれど・・・

自然エネルギー設備の導入を検討する際には、まずエネルギー利用のあり方を**“より快適でお得な建物”**となるように追求し、次にユーザーのエネルギーの利用状況に合致した種類・規模の自然エネルギーの導入を検討することが求められます。また、導入検討にあたっては、**光や熱をそのまま利用する方法**を優先して検討しましょう。

住宅における自然エネルギー設備別の検討フローを以下に示しますので、建築主の条件に合わせて、適切な設備を選ぶ際に活用してください。

■ 設備選択の検討フロー (「建築物自然エネルギー導入マニュアル」より抜粋)

